

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

震災時における組織的資料保全対応に関する検証：
熊本地震の教訓にみる大学博物館の役割：
國學院大學博物館学講座開設60周年記念特集：
博物館・博物館学の諸問題 2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 作成者: 安高, 啓明, Yasutaka, Hiroaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000327

震災時における組織的資料保全対応に関する検証

—熊本地震の教訓にみる大学博物館の役割—

安高啓明

はじめに

近年、頻発する自然災害によって多くの有形文化財が被害を受けている。さらに、地域を語るうえで不可欠な史跡や信仰物など、マスメディアではなかなか取り上げられない貴重な資源を喪失している。国や自治体から指定を受けたものは法的保護が受けられる一方、地域資源はその対象から外れ、憂き目にあっている現状がある。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験によってノウハウを蓄積し、近年では体系化された保

全にむけた取り組みが行なわれている。しかし、これらの活動は、恒常的ではなく時限的なものが多く、それ以降の体制的なフォローが必要となってくる。

二〇一六(平成二十八)年に起こった熊本地震は、まさに体制が未整備のなかで突然発生した。かつて熊本県が作成していた「企業立地ガイドKUMAMOTO」には、「熊本地域では過去百二十年間、M7以上の地震は発生していない」と記されるなど、地震のない地域という過信があった。熊本では一八八九(明治二十二)年に、「明治熊本地震」が発生し、熊本城をはじめとして各地で多くの被害があり、その様子は今回の熊本地震と

共通するところもあった^②。しかし、熊本には地震がない^③という根拠のない風説があったことは事実であり、筆者自身も耳にしていたことである。歴史学研究に携わっている身として、包羞忍恥の気持ちであるが、この経験を後世に活かすためにもどのようにすべきか考える機会になった。

そこで、本稿では、今回の熊本地震を事例に、その活動の評価すべき点や問題点を提起し、今後あるべき文化財保全のあり方を考えていきたい。地震発生にあたり、行政は人命優先、ライフラインの復旧にあたることはいうまでもない。そこには行政職員としての学芸員のあるべき姿であり、非常時において当然のことである。つまり、こうした状況において、文化行政をフォローする体制を築いておくことが肝要となってくる。

結論から示すと、大学博物館の機能の拡充と役割再考が重要だと考えている。一九九六（平成八）年一月に学術審議会学術資料部会が発表した、大学博物館の方向性かつ指針である「ユニバーシティ・ミュージアム設置について（報告）」に従って、改めて大学博物館の機能の検討を行っていきたい。

文化財関連の現行法令には、非常時対応については、明記されていないことは少ない。これは、前述した「報告」も同様であり、今日では博物館相当施設となっている大学博物館も多いな

かで、博物館法や文化財保護法等との関連を意識した活動も当然、必要となってくる。そこで、本論では、大学博物館をはじめとする関連団体を取り組んできた実績とともに、これらが抱える具体的な問題点を明らかにしていきたい、その解消に関する一私案を提示していきたい。

一、熊本地震における被害状況

二〇一六（平成二十八）年四月十四日二十一時二十六分と十六日一時二十五分に起こった2度にわたる大きな揺れは、熊本県内各所に甚大な被害をもたらした。マグニチュード6.5とマグニチュード7.3という最大震度7の2回の地震による、人的被害は死者230人^④、重傷者1,130人、軽傷者1,552人となっており、熊本県内の建造物（住宅）は、全壊8,688棟、半壊3,809棟、一部破損147,563棟が被災した^⑤。建造物の被害状況の特徴として、次ぎの4点が指摘されている。

①近年発生した地震被害と同様に、旧耐震基準のもとで設計された建物に大きな被害を生じている。②ピロティ形式の鉄筋コンクリート造建物の倒壊・崩壊がみられる。③十四日に発生した地震に対しては倒壊・崩壊に至らなかったものの、十六日

に発生した地震時に倒壊・崩壊した建物がある。④構造躯体には大きな損傷はないものの、雑壁に多数のひび割れを生じている建物が散見されたとある。

こうした一般家屋の被害状況の一方で、熊本地震による九州各県の文化財等の被害をみると、熊本県が119件、大分県が18件、福岡県が16件、佐賀県8件、長崎県5件、宮崎県3件の合計169件となっている。震源地の熊本県はいうまでもないが、その周辺地域にも波及的に被害状況が確認されることは、地震規模の大きさを物語るものである。被災地域のなかで、指定種別による被害状況を示すと次のようになる。

表1. 熊本地震による九州各県指定文化財の被災状況

39	重文 (建)	登録 (建)	重文 (美)	特別 史跡	勝天	伝統的 建造物	その他
74							
4							
1							
30							
12							
3							
3							
3							

重文・登録の建造物を中心に、その被害を確認することができる。平成二十三(二〇一一)年の東日本大震災では東北六県で、国宝・国指定重要文化財87件、登録有形文化財124件、記念物・重要な文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区69件、合計280件の被害が確認されている。東日本大震災や熊本地震の共通

事例により、大規模地震が発生した時には、震源地周辺の自治体を含め広域に被害が及ぶ可能性があることがわかる。つまり、常に各自自治体は、地震被害を想定し、警戒しておかなければならないことをデータ上でも証明しているのである。

次に、熊本県内の被災状況をみてみると次のようになる。

表2. 熊本地震による熊本県内の国指定・登録文化財被災状況

被災数	全体	種別	建造物	美作品	登録建造	史跡	名勝	天記物	景観
12	30								
2	39								
55	153								
20	41								
5	9								
1	21								
1	3								

*美作品：美術工芸品 登録建造：登録文化財 史跡：記念物 天記物：天然記念物 景観：文化的景観

熊本県内の国指定・登録文化財は、表2で記さなかった無形文化財と民俗文化財を含むと301件がある。表2に示した295件の内96件、32・4%の国指定・登録文化財が被災していることになる。その中でも美術工芸品の被災が少なかったことは幸いであり、博物館等関連施設で適切に管理されていたためといえよう。次に、熊本県指定文化財の被災状況をみると、下記のようなことになる。

表3. 熊本地震による熊本県指定文化財被災状況

被災数	種別	建造物	美術工芸品	民俗文化財	史跡	名勝
20	全体	46	172	44	80	1

表3で挙げたもの以外に、無被害であった指定の無形文化財と天然記念物を含めると、県指定文化財は総数384件ある。表に示した指定文化財の総数343件の内54件、15・7%が被災していることがわかる。ここに建造物の被害が突出していることを特徴として挙げられ、なかでも熊本洋学校教師館は全壊している。ここで挙げた被災状況は、指定物件の数値である。つまり、いわゆる未指定文化財を含んでいないことは留意しなければならず、その数を含めると、さらに被災数は増加する。

地震当初の文化財被害状況について、熊本大学を事例に紹介しておきたい。熊本大学構内には、五高記念館や化学実験棟、工学部研究資料館、正門（赤門）の国指定重要文化財をはじめ、本館（旧熊本高等工業学校本館）と医学部山崎記念館の登録有形文化財がある。これらの一部は被災し、とくに五高記念館は外観部や内装、展示室内を含めて大きな被害があった。煙突部分は崩れ落ち、レンガ部分はズレにより隙間ができていた。ま

た、漆喰部分は剥がれ落ち、案内板も横転していた。展示ケースも天地が逆になったり、崩落したセメント部分により破損していた。さらに、煙突部崩落により、資料が一部水損していた状況だった。



化学実験棟の崩落した煙突部



五高記念館裏側の崩落した煙突



五高記念館内回廊



天井アーチ部



五高記念館内展示室内



破損したケース部

これらの状況写真は、五高記念館そのものの立ち入りが制限されていたなかで、しかるべき学内手続きを経て四月二十日の午後三時頃に撮影したものである。建物はもとより、展示ケースそのものも多大な被害を受けていることはいうまでもない。ケースの転倒による水損やガラスの割れによる資料損害は、前震以降、一次対応が取られていなかったための人災である。四月二十日に五高記念館職員ではない、文学部教職員有志(学部長・副学部長・筆者・ほか事務職員)によって、急遽、対応にあたった次第である。五高記念館の所属教員による非常に備えた対応をマニュアル化していなかったことによる初動のみ誤りと断罪せざるを得ない。なお、本論執筆中の二〇一七年八月三十一日時点においても、いまだ五高記念館は開館には至っていないほど甚大な被害を受けたことを付記しておく。

二、文化財における災害対応

大規模災害における文化財への対応を定めたものに、文化庁が一九七四(昭和四十九)年に策定した「文化庁防災業務計画」がある。これは、二〇〇八(平成二十)年まで7度の修正を経ているが、「第5章文化財等の災害予防等」に明記された「3

文化財等の救援事業」は、今後の災害対応の指針となっている。ここには次の3項目からなる規定がある。

(1) 文化財等の廃棄、散逸を防止するため、所有者の要請に応じて応急措置を行い、又は一時保管を行うため、必要があると認めるときは、文化財等救援委員会を設置するものとする。

(2) 文化財等救援委員会は、文化庁、国立国語研究所等及び文化財・美術関係団体の協力を得て、文化財等の所有者等からの要請に応じて文化財等の応急援助等を行う。

(3) 文化財等救援委員会の組織その他必要な事項は別に定める。

これによって、文化財等への保全措置が示されるとともに、必要に応じて「文化財等救援委員会」の設置が可能となった。ここに文化財等とあることによって、指定文化財に限定されることなく、広い史資料を対象とするところとなった。そして、文化財等救援委員会は、文化庁や関係団体等と協力するとともに、所有者等の要請で応急救助を行ない、国と被災地（行政・個人）をつなぐ機能を有することになった。これは、一九九六（平成八）年に修正されたものだが、その背景には、一九九五（平成七）年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災での教訓があ

る。

阪神淡路大震災から一ヶ月後の二月十七日、神戸芸術工科大学を現地本部、東京国立文化財研究所を事務局として、「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」（文化財レスキュー隊）が設置される。これは、二月十三日に東京国立博物館において、被災地からは兵庫県教育委員会、學術団体から文化財保存修復学会や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などの関係者会議が開催され、ここでの協議を経て編成に至っており、可及的速やかな対応がとられた。

また、被災地では、二月四日に大阪歴史学会、日本史研究会、大阪歴史科学協議会、神戸大学史学研究会など関西に拠点を置く學術団体が歴史資料保全情報ネットワークを開設（四月に歴史資料ネットワークに改称）している。あわせて、四月十日には、神戸大学文学部に「史料ネット神戸センター」が尼崎市立地域研究史料館の機能を移転する形で設置されている。

一九九六年四月にボランティア組織「歴史資料ネットワーク」（史料ネット）がつくられ二〇〇二年に会員組織型に移行し、現在に至っている。また、ボランティア団体の地元NGO救援連絡会議文化情報部も、個人蔵書や生活記録に関するものなどを保全対象に活動している。

二〇〇〇(平成十二)年十月六日には、鳥取県西部地震が発生すると、文化財保存修復学会や史料ネットが資料救出作業を行なっている。鳥取県内の被害件数は、全49件(国指定14、県指定6、市町村指定18、その他11)となっており、これ以外の地域で管理されている古文書等の未指定資料の状況確認を、近隣大学や地元博物館、県文化財委員等と連絡を取り合いながら作業にあたっている⁽¹²⁾。

二〇一一(平成二十三)年三月十一日に東北地方太平洋沖地震が発生、各所で津波被害を及ぼしたことは周知の通りである。

三月二十九日に宮城県より救援要請を受けた文化庁は、四月一日に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」を設置し、東京文化財研究所に事務局、仙台市博物館に宮城県現地本部をおく体制を立ち上げた。そして、東京文化財研究所と国立文化財研究機構の研究者が現地へ常駐して体制を整え、七月末をもって現地本部は宮城県へ移管されている⁽¹³⁾。五月二日には岩手県、七月十一日には茨城県、同二十七日には福島県より救援要請があり、二〇一三(平成二十五)年三月三十一日まで救援委員会の活動は続いた⁽¹⁴⁾。

ここでは、「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」の経験を活かした体制がとられた。活動として評価できる形態として、

全国からの博物館・美術館の学芸員が参加したことが挙げられる。これは、事業の実施体制として、「文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。」と明記されたことが大きく、ここに公益財団法人日本博物館協会などが窓口となったことにより、被災地以外から多くの専門職員が派遣されることになり、救援部隊として機能するところとなった。

「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」の活動は、救出、一時保管、応急措置の3つの活動を柱として支援するもので、その対象は国・地方の文化財指定等の有無にかかわらず、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財および美術品を中心としたものだった⁽¹⁵⁾。指定の有無によらないという活動方針は意義のあることで、大きな枠組みで資料を救出し、保管や応急措置という一連の対象となったことは、過去の経験によるところも大きいであろう。まさに、「文化財等」という文言に帰する活動の根幹として、評価することができる。

こうして、次に掲げる文化財レスキュー事業の骨子が定まり、4点からなる作業手順および方向性が明確となった⁽¹⁶⁾。

- (1) 被災県の指定文化財や過去の文化財調査記録等から文化財等の所在情報を把握するとともに被災各県の教育委員会を通し、関係市町村教育委員会、歴史資料館、美術館等からも被災文化財等の情報収集を行うこと。
- (2) 被災文化財の救援にあたっては、所有者からの要請に基づきその立会い（又は委任）の下で行い、また安全な保存施設での保管の要請があった場合には可能な限り保存機能を有する施設へ移送して一時保管を行う。その際に、目録を作成すると共に、預かり証を発行すること。
- (3) 救出した文化財等の情報は、個々の文化財についての価値判断は行わず、応急措置等を行ったことも含め適宜文化庁および関係地方公共団体へ報告する。
- (4) 文化財の救援活動を実施するにあたって文化財等の取扱いや保存の専門家等を中心とする「文化財レスキュー隊」を編成する。
- ここで特記すべきものの第一に情報収集と共有がある。これまで統合的な情報収集がなされていなかった状況をうけて、早速に文化財等の所在状況を過去にさかのぼって調べることになっている。各自治体の管轄において、文化財等の管理がなされている事情を反映し、あらためて統括した情報把握が求められて

いるのである。東日本大震災をきっかけに、行政ないし、博物館による資料の所在状況などの情報非共有は改めて問題視されており、被災していない自治体においても早急な対策をとっておくことが望ましいことを示している。

第二に「所有者からの要請」を前提としているところである。特に未指定物件にあたっては、行政主導による直接的関与は難しい。あわせて、かつて調査名目で資料が各地へ散逸してしまった経緯が少なからず存在し、住民のなかには、預けた資料が戻ってこないかもしれないと不安に思う人もおり、これは筆者自身も目の当たりにした問題である。こうした不安を払拭するため、目録を作成したうえで、「預かり証」を発行するという、博物館では従前の基本的な遣り取りが、文化財レスキューにも導入されている。急造組織である以上、基本的なルール作りは、実績と蓄積のある博物館機能を踏襲している。

第三に「文化財レスキュー隊」の編成であり、ここでは、「個々の文化財についての価値判断は行わない」というのがある。価値判断が行なわれることは、かえって散逸を招くことも想定されるのにあわせて、十分な調査をしないままでの価値判断は誤情報の発信につながりかねない。これが明記されたことは、専門家集団としての倫理規定として受け止めなければならな

い。また、「保存機能を有する施設」とあるが、この判断は大変むずかしい。博物館のような環境が整った施設ばかりで保管するのも限界があるうえに、被災前の状況を継続させるのが資料にとって良い環境の場合がある。さらに、博物館資料と救助資料を共生させるには、しかるべき手続きや処理が必要であり、そこには専門的な知識が不可欠である。価値判断と同様、保管場所の設定は、組織的に確定していかななくてはならない。

被災した建造物に対して、「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業」(文化財ドクター派遣事業)が行なわれている。文化庁と社団法人日本建築学会が連携協力・情報共有を行ない、日本建築学会から「文化財ドクター」が派遣される仕組みである。日本建築学会は文化財保護芸術研究助成財団から助成を受けて活動し、その対象となったのは「国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする」とある。ここに、一般家屋との選別がなされ、文化財か否かの判断は文化庁や各自治体に委ねられる。そして、被災した建造物の状況を調査するとともに、「応急措置及び復旧に向けての技術支援等」を行なう事業でもあった。⁽¹⁸⁾被災した広義的な文化財建造物に対する一時的措置を講じるものであり、文化財レスキュー事業とは異なるものを対象としている。

三、資料への対応と熊本地震における体制

文化財への被害は、地震や火災等、自然災害や人為的災害といったようにあらゆる原因が想定される。そのため、「文化財保護法」(昭和二十五年五月三十日法律第214号)第3条有形文化財の「第1章重要文化財」第2款「管理」および第3款「保護」にその規則がある。ここには、重要文化財の管理に対して、文化庁長官が必要な指示をすることができること(30条)。滅失・き損のときの届出(33条)。さらに、34条から47条にかけて、修理ならびに管理体制、現状変更等の制限などが記されている。

この規定は、重要文化財に対する法的規制ならびに保護であり、指定外の資料には適用されない。それは、27条(指定)において、「文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。」に鑑みたもののためである。国指定を含めた地方にある文化財資料については、地方自治法第2条第2項15「学校、研究所、試験場、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化、勸業、情報処理又は電気通信に関する施設を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する

権利を規制し、その他教育、学術、文化、勸業、情報処理又は電気通信に関する事務を行うこと。」や、第2条第6項「2」文化財の保護及び管理の基準の維持」によって、対応するところとなる。

指定物件と未指定物件とは法的保護に大きな違いがみられる。これは、資料的価値等に帰するため、当然のことではあるが、その価値判断だけでは及ばないものが地域には数多く存在するのも事実である。特に、大規模災害となれば、その意識は顕著となり、地域のアイデンティティを保つために、必要なものがある。非常時が起こったときには、法的保護の薄いこれらへのフォローが求められ、これまでの地震・震災等でも問題となっている。とりわけ、博物館および学芸員等の連携が必要であるとともに、ボランティア養成を含めた資料への認識を高めることが重要であろう。

九州・山口圏内では、「九州・山口ミュージアム連携事業」（平成十八年）が行なわれており、今なお「九州・沖縄から文化力発信プロジェクト」として、博物館同士が連携した取り組みが展開されている。同業種間での情報共有や共同事業など、*ヨコ*のつながりを意識したものとなっている。そして、九州国立博物館では「市民と共にミュージアムI P M」事業（平成二十三

年（二十五年）が行なわれている。燻蒸から転換した防虫・防カビに関する知識や考え方を、自治体や館種、専門性を越えて共有することを目的に掲げて活動しており、文化財への正確な認識を有する土壌はつくられていた。この事業には、筆者自身も参加しており、九州国立博物館の本田光子氏らを中心に取り組みられ、同館のボランティアを含めて参画しており、他館への見学を交えながら、身近にできる文化財保存への意識を浸透させることにつながっている。そして、二〇一四（平成二十六）年からは「みんなでまもるミュージアム」事業（「みんなも」事業）が開始され、翌年からは、「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」と改称し、防災や危機管理に対する取り組みへとシフトした矢先に熊本地震が発生したのである。

熊本地震にあたっての資料保全への取り組みとして、文化庁は六月二十日から「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業」（文化財ドクター）と「熊本県被災文化財救援事業」（文化財レスキュー）が実施されている。先の東日本大震災におけるスキームで行なわれ、各関係自治体等と連携を取りながら進められた。文化財ドクター派遣事業は、復旧支援委員会の事務局が公益社団法人日本建築士会連合会に置かれ、被災地自治体の情報共有、文化庁からの協力依頼を受けて行われている。建造物に関

するプロパーを、いわゆる「文化財ドクター」として派遣し、被災した建造物への一次応急措置が取られている。

文化財レスキューは、九州救援対策本部事務局を九州国立博物館に置き、国立文化財機構から職員等が派遣され、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体が協力する形がとられた。

レスキュー活動については、熊本県と九州救援対策本部事務局が連携し所有者への呼びかけや救出を行なうが、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体や九州山口ミュージアム連携、「みんなも事業」参加団体、各都道府県が職員を派遣する体制が整えられた。

これに先立つかたちで、熊本大学に「熊本被災史料レスキューネットワーク」(熊本史料ネット・代表稲葉継陽)が設置された。熊本県博物館ネットワークセンターや熊本市立熊本博物館の学芸員や大学教員などが参加したもので、災害時の未指定文化財保全活動を行なっている。活動にあたって、熊本県内の文化財指定や未指定史料の所在確認が一九九〇年代に行なわれていたことから、第一段階として民間所在史料の現状調査を実施している。そのうえで、現地で救出活動するという合理的な形がとられたわけだが、熊本県内では先の東日本大震災を受けての防災意識が薄く、地震発生前に統括的な情報収集と共有が図られ

ていなかった。過去の震災の経験から文化財レスキューの組織立ち上げは自覚されているが各人の頭の中にあるだけで具体的な取り組みは行なわれていなかったという実態があった。²⁰熊本大学永青文庫研究センターを本部とする史料ネットが立ち上がる前にやられておかなければならなかったことがなされておらず、ひとえに県や博物館等でこれまでの震災対応の蓄積を反映した非常時体制が整えられていなかったことを露呈し、県の関係者は猛省が必要であろう。

熊本大学では、研究室単位でも活動されている。例えば考古学研究室では、杉井健氏を中心に古墳をはじめとする埋蔵文化財保護への取り組みを行なっている。一般社団法人日本考古学協会や九州前方後円墳研究会なども連携しながら、調査が進められている。そして、市民との協力の必要性を提唱し、データ提供や集積とともに、市民みずからの手で文化財保護活動を促すことができる利点を挙げ、さらに後年の熊本地震の伝え方についても検討されている。²¹

また、日本史研究室では、「熊本大学日本史研究室資料保全継承会議」(代表・安高啓明)を立ち上げ、未指定文化財を中心とした現状調査が行なわれている。本事業は日本財団の「平成二十八年年度熊本地震における支援事業」に採択され、日本史

研究室に所属する学生を中心に熊本大学所在地周辺にある石造物や信仰対象物（寺社・墓石）、記念碑等を現状調査した。また、依頼を受けて甲佐町旧家所蔵の古文書のレスキューを実施し、学生・院生の調査員たちにより整理・分類を行なった。これらの成果として報告書を刊行するとともに、天草市立天草キリシタン館や熊本大学附属図書館で被災資料を用いた企画展を開催し、調査状況の情報発信を行なっている。また、レスキュー資料を用いた企画展事業として、「熊本地震被災資料と大学学術標本を活用した展示事業」が、カメイ社会教育振興財団の二〇一七年度事業として採択され、継続的な調査と情報発信を行なうことができるようになった。

ここで紹介したのは、熊本大学文学部の各教員が取り組んでいる一例に過ぎないが、これ以外にも草の根レベルで数々の取り組みがなされたのが熊本地震における資料保全体制の特徴といえるだろう。また、従来から博物館等での連携事業が展開されていたこともあって、これまで被災地にあった救援対策本部が九州国立博物館に設置できたのは特筆すべきことであろう。被災地は人命最優先、ライフライン復旧に全力を挙げることが至上命題であるなか、九州国立博物館が中心となり、関係自治体と連携しながら差配する体制は、今後のモデルケースになる

ものと思われる。地方には文化財保護に関する高度な専門知識を有するものが少ないのも現状であり、九州国立博物館が全面的に支援する形態は、今後のレスキュー資料へのフォローを含めて有効である。東京や京都、奈良と並んで福岡に国立博物館が設置されていたことが功を奏したといえる。

被災した自治体には、優先順位が存在することは言うまでもない。指定文化財を第一に、未指定文化財については後回しになるのは致し方ないことである。とすれば、自治体をフォローする体制は、上述した各組織が担うとともに、大学に設置されている大学博物館にもその役割が求められる。熊本地震においては、大学博物館が全く機能しておらず、今後、抜本的な改革が必要である。これは、一九九七（平成八）年につくられた「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」（以下「報告」とする）の修正を含めた体制変更を文科省と文化庁との間で協議して進めていくことが、今後、肝要となるう。

四、大学博物館の機能と非常時の役割

日本の大学博物館は、法文上統一して設置されていたものではなく、各大学が独自に創設していった。大学博物館史を紐

解くと、その最初期は、一八七七（明治十）年に東京大学の附属施設として設置された小石川植物園であるが、これ以降、現在の国立大学や私立大学でも國學院大學や天理大学、明治大学等が先駆的に設置していった。²³その背景には、大学や教員が研究上収集してきた資料や篤志者からの寄贈・寄託品を管理する施設が必要となったため、欧米や中国、韓国でも日本に先駆けて設けられていたことがある。地域博物館が所蔵する博物館資料とは異なり、大学博物館が所蔵する資料を「學術標本」といい、将来的に価値が創出される「モノ」を包摂している。

こうして學術標本を有する大学博物館が設置されていき、一定の方向性が示されることになったのが、前述した「報告」である。このなかで明記された「ユニバーシティ・ミュージアムの必要性」には、大学博物館設置の経緯や求められている使命、その機能について記されており、下記のようにある。

我が国は現在急速に、国際化、情報化、高齢化、多様化の社会に向かっており、大学が果たす役割と大学に対する社会の要請もおのずと変わりつつある。国境を越えた競争原力が働く国際化の中で、我が国の大学は世界に向かって独創的な研究成果をあげ、良質な學術情報の発信基地として

機能することが要請されている。また、環境問題、都市問題のように専門分化した特定の学問分野だけでは対応しがたい多様な問題への対応や、高齢化等急速に変化しつつある社会における人々の高度かつ多様な学習ニーズに対応し得る大学への変革も求められている。このような社会の要請にこたえるためには、総合的・学際的な研究・教育体制を整備することが必要である。そのための方策の一つとして、貴重で多様な學術情報を内包しており、分析法や解析法の発達によってさらに多くの分野に豊富な學術情報を提供してくれる一次資料の活用を図ることができるミュージアムの設置は極めて有効であり、學術研究の基盤である実証的研究を支援するものである。また、一次資料に関する學術情報の発信・受信基地としてこのミュージアムを機能させることは、社会が要請する「開かれた大学」への具体的な有効な対応策である。（傍線は筆者）

ここには、社会からの要請の変化に対応すべく、大学の変革が求められており、その一担い手として、大学博物館の必要性が挙げられている。また、高度かつ多様な学習ニーズに対応するため、大学博物館が、豊富な學術情報を提供する一次資料の

活用を図ることを求められている。ここには、「報告」が明文化された一九九七年の社会状況を反映しており、環境問題や都市問題のように専門分化した特定の学問分野だけでは対応しづらい多様な課題への取り組みを行なう拠点として、大学博物館の重要性を示しているのである。つまり、社会の『課題解消型』の博物館として、大学博物館の設置が掲げられているといえ、ここで生涯学習拠点としての地域博物館とは一線を画している。ここには、研究する上での一次資料の活用と提供が求められているが、ここでの一次資料とは大学が有する学術標本のことである。学術標本の定義について、「報告」には、「学術標本は、自然史関係の標本や古文書・古美術作品等の文化財に限定されるものではなく、学術研究により収集・生成された「学術研究と高等教育に資する資源」である」と明記されている。つまり、大学での研究と教育に資するという非常に広域な「モノ」を含んでいるのであり、地域博物館が有する博物館資料とも異なる定義である。さらに、「報告」には、不動産はもとより図書館等で保存・活用されているものは、学術標本からは除外されていることから、いわゆる未整理状態で、これから資料的価値を創出するものを対象としているのである。

「報告」のなかで、学術標本が定義されている背景には次ぎ

のことがあった。

学術標本は学術研究の進展に伴って収集あるいは生成されているが、学術標本を保存収納する施設設備や整理保管要員の不足等のため、現状では、大学においては研究室の一角で個々の研究者の責任において保存管理されており、ラベル添付等の基礎的な整理が未完了で一次資料にさえなり得ていない状況が多数見受けられる。

学術標本の性格上、常に資料収集や生成が起り、これを組織としてしかるべき管理をすることが標榜されている。研究者個人に負わせるのではなく、大学博物館がこれを管理し、基礎的な整理を行なうことを定めたのである。大学教員による研究対象の広がりに対応して、新たな資料が創出されるのにあわせて適切な管理を行なう意図があった。つまり、責任体制を明確にした組織による管理体制を整えようとしているのである。そこそが、前述した大学博物館の必要性に通じるところであり、基盤的な整理を終えることが、傍線部の学術情報の発信・受信基地としての役割が果たせるのである。

これらに記されている前提には、大学および研究室単位で収

集、生成された資料の存在がある。大学や研究室で生み出される一次資料、ひいては學術情報は、地域に残る史資料が多い。

それは、歴史学であれば古文書であるし、民俗学でも有形、もしくは無形を有形化した文物が存在する。これらを対象にした學術研究が行なわれている現状にあって、まさに自然災害等の非常が起った時に、情報を収集しているのは自治体ばかりでなく、大学もこれまでの蓄積から共有しているところがある。

例えば、熊本大学では、「歴史資料学野外実習」という3年次の科目があり、日本史研究室所属の学生が受講し、地域に残る古文書調査等を行なっている。これにあわせて報告書も作成しており、今日にまでその冊数は12冊に及ぶ²⁴⁾。結果として、熊本地震においては、この成果の蓄積が史料レスキューに寄与することになった。これは一例に過ぎないが、こうした情報を共有し、集約させるべき機関が大学博物館でなければならぬが、熊本大学の全学組織である五高記念館は、その機能を有していなかった。

他方、大学博物館が機能的に役割を果たしたのが東北学院大学である。同大学博物館では、東日本震災をうけて、担当教員と学生たちが中心にレスキュー活動を行なっている²⁵⁾。「石巻市鮎川収蔵庫」は津波により、約4000点の考古・民俗資料

が被災したが、これを大学博物館が引き受け、クリーニングや二酸化炭素殺虫処理、脱塩処理などを行なっている。「文化財レスキューカルテ」による記録、「資料台帳」を作成し、従来の博物館機能を有する基盤整備を行なっている。学生が主体となつて取り組んでいった成果は、各地で企画展等を実施して発信しており、「文化財レスキュー」から「文化創造」という新しい形を大学博物館が提示している²⁶⁾。

東北学院大学博物館の事例のように、大学博物館がこれまで行なってきた研究・調査の蓄積によつて、学生教育を通じたレスキュー活動を展開していくことが可能である。「学生教育」という観点は、「報告」の「2. ユニバーシティ・ミュージアムの機能」に、次ぎのように記されている。

學術標本を基礎とした大学院・学部学生の教育に参加するとともに、博物館実習をはじめ大学における学芸員養成教育への協力を行う。また、一般の博物館の学芸員に対する大学院レベルのリカレント教育や、人々の生涯にわたる学習活動にも積極的に協力することが望ましい。

大学博物館には、學術標本を基礎とした大学院生・学部学生

への教育参画を求められており、まさに、上記のレスキュー作業はこれに通じるものとなっている。また、一般の博物館学芸員へのリカレント教育という観点にも立てば、学生以外に地域博物館の学芸員との協働の可能性もあり、まさに、非常時災害における大学博物館の対応としても正当性をもたせることができるのである。生涯学習という枠組みで考えれば、取り組み賛同者への協力も募れることから、より重厚な組織として対処することができるのである。

「報告」が発表された時は、非常災害等の観点が希薄だったものと思われる。しかし、上述したように、現指針からも、大規模災害への大学博物館の関与は可能であり、これを具体的に行動に移せるか否かの問題でもある。そのためには、大学博物館に所属する教員の学芸員スキルの向上はもとより、各自治体との情報共有を図り、協働体制を築いておくことが大切である。「報告」が出されて二十年経過した段階で、これらの事情を反映させた新しい規定の策定が望まれる。各県に一大学以上の国立大学は存在し、私立大学を含むとその数は増加する。ここに大学博物館を設置している大学を峻別すると数は少なくなるが、実数としては一県に複数の大学・大学博物館が併存している。地域博物館とは異なる支援が大学博物館には行なえる可能

性があるため、非常時における新しい明文規定が喫緊に求められるのである。

おわりに

大学博物館は、「報告」が提言されて以降、多くの実績を挙げてきており、研究成果の社会還元・社会貢献を果たしてきて成熟してきた。東京大学のような企業との連携もみられるなど、産学連携や産官学連携が各大学や大学博物館で実施され、一定の成果を挙げており、今後もさらなる飛躍が期待される。その一方で、地震等の非常時災害にあたっては、その機能を十分に果たしているとはいえない。学内における学芸員養成を担っている機関であれば、非常時における対応を求められてしかるべきであろう。「報告」によって指針が出されて二十年経過して、大学博物館は次なる段階に入っている。

そのひとつとして、PDCAサイクルを基本とした、新しい規則の制定がある。日本の取り巻く環境もここ数年で大きく変わっており、社会からのニーズも変化している。また、前述してきたような様々な自然災害に見舞われており、各団体でノウハウを蓄積していきっている。しかし、現状として震災に見舞わ

れてから組織化され、情報収集がなされており、事前整備が十分とはいえず、後手に回っている。つまり、行政主導による事前事後の恒常的体制作りには依然として不備があり、結果的に震災以降の対応が遅滞していると言わざるを得ない。あわせて、大学博物館が不統一な組織運営となっていることがかえって足かせとなっているともいえる。そのためには、確固たる規則の明文化が必要であり、行政をフォローする仕組みを大学博物館側に求めていくことも視野に入れる必要がある。

大学博物館は「報告」からも解釈可能な「課題解消型」の組織であり、急ごしらえの団体にはない、ルーチンワークのなかに組み込むことが可能である。所属する教員は学芸員であり、学芸員を直接養成する立場にある以上、即戦力として対応にあたることができるはずである。史料ネット等で活動する教員は研究者であり、学芸員経験がないものも数多く所属している。そのため、活動にも限界があり、二次被害が生じても責任を求めることはできない立場にある。学芸員スキルを有する大学博物館の教員は、その点をフォローできるため、大学教員との連結役を務めることも可能といえよう。そこには、日常から地域博物館との関係性をより一層深め、館種にとられない大学博物館の体制作りが必要である。

大学博物館を含めた博物館界全体の組織的改編はもとより、ソフト面の充実は不可避である。なにより、文献や美術を取り扱える学芸員を行政で雇用することは重要である。文化財保護法との関連から、各自治体には考古学の専門職員は配置されている。これに類する文献を扱い、保存や修復にも対応できる専門職員の配置は今後必須となってくるのではなからうか。「報告」に明記される「社会に開かれた大学」の窓口としての役割のひとつとして、さらには、それ以上の活動を大学博物館が担う段階に現在入ってきており、果たすべき使命も広がってきているのである。文化庁主導の文化財レスキューや文化財ドクターなどは、一時的な措置である以上、恒常的かつ責任所在の明確な立場の者が、これらの作業に長くあたる環境整備が肝要である。いつ、どこで起こるかわからない自然災害に、行政ばかりでなく、大学組織も加わっていくことはいうまでもないが、常置されている既存の大学博物館がイニシアティブをとるような体制を構築することが求められている。熊本地震では教員と一般被災者との間での信頼関係やコミュニケーションに起因した史料レスキューがなされている。この点には一定の評価はできようが、今後は、これとは一線を画したシステマチック化した体制作りが必要なのである。

註

- (1) 熊本地震をうけて、県は四月二十日にこの文を削除している。
- (2) 山中進・鈴木康夫編『熊本の地域研究』（成文堂、二〇一五年）。
- (3) 熊本県危機管理防災課『平成二十八（二〇一六）年熊本地震等に係る被害状況について』第241報告』による。平成二十九（二〇一七）年五月二十五日時点の発表値。
- (4) 内閣府非常災害本部『平成二十八年（二〇一六）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について』3頁による。平成二十九年四月十三日時点の発表値。
- (5) チュー・チユースエ・貞末和史・荒木秀夫『二〇一六年熊本地震による建物被害調査報告』（『広島工業大学紀要』研究編51号、二〇一七年）による。
- (6) 内閣府非常災害本部『平成二十八年（二〇一六）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について』19頁。
- (7) 中谷友樹・長尾諭・瀬戸寿一・板谷直子『東日本大震災における文化財被災の地理的分布—文化財の地理情報データベースの活用』（二〇一一年度東日本大震災に関する研究推進プログラム研究成果報告書』二〇一二年）51～52頁。
- (8) 表2・表3は、熊本県教育庁文化課『熊本震災による被災文化財について』（二〇一六年六月二十七日）で示された表を一部改編。
- (9) 文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか—阪神・淡路大震災の検証』（クパプロ、一九九九年）。
- (10) 吉原大志『文化財等の災害対策をめぐる地域体制整備の現状について』（国立文化財機構東京文化財研究所編『保存科学』55号、二〇一五年）。
- (11) 『鳥取県西部地震記録集』（鳥取県教育委員会、二〇〇一年）47頁。平成十二年十一月十日現在の数値。
- (12) 大國正美『鳥取県西部地震で被災史料を救出』（『史料ネット』NEWS LETTER』第22号、二〇〇年）。
- (13) 『東京文化財研究所概要二〇一二』6～7頁。
- (14) 二年前に及ぶ活動については、平成二十三年度活動報告書・平成二十四年度活動報告書、公開討論会報告書として刊行、公開されている。
- (15) 平成二十三年三月三十日付文化庁次長決定「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項」による。
- (16) 日高真吾『大規模災害における文化財レスキュー事業に関する一考察』（『国立民族学博物館研究報告書』40巻1号、二〇〇五年）12～13頁。
- (17) 亀井信雄『東日本大震災における被災文化財の救援事業の展開について』（文化財虫害研究所編『文化財の虫害』62号、二〇一一年）4頁。
- (18) 平成二十三年四月二十七日文化庁次長決定「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項」による。「文化財ドクター派遣事業について」（『月刊文化財』602号、二〇一三年）。
- (19) 岩岡中正、高峰武編『熊本地震二〇一六の記憶』（弦書房、二〇一七年）139～141頁。
- (20) 稲葉継陽『熊本における被災文化財レスキュー活動』（『歴史学研究』961号、二〇一七年）19頁。
- (21) 杉井健『平成二十八年（二〇一六年）熊本地震による文化財被害および今考えること』（『考古学研究』第63巻第2号、二〇一六年）。
- (22) 安高啓明編『平成二十八年熊本地震に関する調査報告書』（熊本大学日本史研究室資料保全継承会議、二〇一五年）。
- (23) 安高啓明『歴史のなかのミュージアム』（昭和堂、二〇一五年）182～185頁。
- (24) 熊本大学日本史研究室では、調査した成果を『古文书学実習調査報告書』を二〇〇五年から刊行している。
- (25) 加藤幸治『大規模災害と被災地の大学博物館—大学生と取り組む文化

(26)

財レスキュー活動」〔『博物館研究』51巻9号、二〇一六年〕。
「ミュージアムの復興に向けて―学生主体による『石巻市鮎川収蔵庫』
の文化財レスキュー活動」(内島美奈子編・安高啓明協力)『axis』展、
二〇一五年)。